

## 福井県立大学キャリアセンター規程

平成22年7月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第20条第4項の規定に基づき、キャリアセンターの組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** キャリアセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育に関すること。
- (2) インターンシップに関すること。
- (3) 就職支援に関すること。

(キャリアセンター長等)

**第3条** キャリアセンター長（以下「センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 キャリアセンターにキャリアセンター副センター長（以下「副センター長」という。）を置くことができる。

3 副センター長は、センター長が、キャリア教育を専門とする教員のうちから指名する。

(職員)

**第4条** キャリアセンターに教員（兼担教員を含む。以下同じ。）を置く。

- 2 キャリアセンターに、就職アドバイザーその他の職員を置く。
- 3 前2項の教員および職員は、第2条に掲げる事業に従事する。

(運営企画)

**第5条** キャリアセンターの第2条に定める事項の運営企画は、学生支援委員会が行う。

(協議会)

**第5条の2** キャリアセンターに、次に掲げる事項を審議するため、キャリアセンター協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) キャリアセンターにおける兼担および協力教員の申出に関する事項
- (2) その他キャリアセンターにおける教育研究に関する重要事項

2 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) キャリアセンターの教員
- (3) センター長が指名する事務職員

3 協議会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

4 議長は、構成員以外の者を協議会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(定足数)

**第5条の3** 協議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

**第5条の4** 協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、協議会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、キャリアセンターの組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。